

日本橋支部規則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本支部は、東京税理士会日本橋支部と称する。

(目 的)

第2条 本支部は、東京税理士会（以下「本会」という。）の目的の達成に資するため、本支部に所属する会員（以下「会員」という。）に対する指導、連絡及び監督を行うことを目的とする。（平成26.6.24変更）

(事 業)

第3条 本支部は、前条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 本会の指導、連絡及び監督に基づき会員の指導、連絡及び監督に関し必要な事項について勧告をし、又は指示を行うこと。
2. 会員の業務に関する研修を行うほか、会員及びその使用人の資質の向上又は業務の改善を図る諸施策を実施すること。
3. 本会の定める税務支援に関する諸施策を実施すること。
4. 租税に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動に関する諸施策を実施すること。

（平成27.6.17新設）

5. 支部の業務又は会員の税理士業務に関し、必要な事項について本会、税務官公署又は税務関係団体と連絡し、協議すること。
 6. 本会の行う事業に関し、本会が指示する事項について必要な事務又は調査を行うこと。
 7. 会員の福利厚生を図るとともに、会員の税理士業務の円滑な運営に資するための諸施策を実施すること。
 8. 会員の相互扶助に関する諸施策を実施すること。
 9. その他支部の目的を達成するため必要な事項を行うこと。
- 2 本支部は、前項に規定する事業のほか、税務行政その他租税若しくは税理士に関する制度、又は本会の会務について本会に建議し、又はその諮問に答申することができる。

(事務所の所在地)

第4条 本支部は、東京都中央区に事務所を置く。

第2章 支部の区域及び支部会員

(支部の区域)

第5条 本支部の区域は、日本橋税務署の管轄区域とする。

(支部会員)

第6条 本支部に所属する会員は、税理士である会員（以下「税理士会員」という。）及び税理士法人である会員（以下「税理士法人会員」という。）とする。

2 税理士会員は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

1. 前条に規定する区域に税理士事務所を有する税理士

2. 第3項各号に掲げる税理士法人の当該事務所において執務する社員である税理士

(平成27.6.17変更)

3. 第1号に規定する税理士又は第3項各号に掲げる税理士法人の当該事務所において補助者として勤務し、業務に従事する税理士

(平成27.6.17変更)

3 税理士法人会員は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

1. 前条に規定する区域に主たる事務所を有する税理士法人

2. 前条に規定する区域に従たる事務所（主たる事務所以外の事務所をいう。以下同じ。）を有する税理士法人

(支部会員名簿)

第7条 本支部に支部会員名簿（以下「会員名簿」という。）を備え、本会会則第12条及び第12条の2に定める事項を記載する。

2 本支部は、前項に定める記載事項に異動があったときは、すみやかにその事項の整備を行う。（令和4.6.30変更）

3 前2項に規定する会員名簿は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもって作成することができる。

(令和4.6.30新設)

(支部規則等の遵守)

第8条 会員は、本会会則及び規則のほか、この規則を遵守しなければならない。

(会員の研修)

第8条の2 税理士会員は、業務の改善進歩及び資質の向上を図るため、自ら研鑽に努めるとともに、本支部及び本会が実施する研修を受けなければならない。

(平成27.6.17変更)

(税務支援への従事義務)

第8条の3 会員は、本支部及び本会が実施する税務支援に従事しなければならない。

2 会員は、本支部及び本会からの前項の従事の要請があった場合は、病気療養その他正当な理由なくこれを拒むことはできない。

(平成27.6.17新設)

(会員への通知等)

第9条 会員に対する通知、催告又は書類の送達（以下「通知等」という。）は、会員名簿に記載されたその者の税理士事務所又は税理士法人の事務所に対して行う。

- 2 前項の通知等は、会員の承諾を得て、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）により行うことができる。
（令和 4. 6. 30 新設）
- 3 前 2 項の通知等は、通常到達すべきであった時に到達したものとみなす。
（令和 4. 6. 30 変更）
- 4 署名又は記名押印をすることが規定されている通知等を電磁的方法により行う場合には、署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。
（令和 4. 6. 30 新設）

第 3 章 支部役員及び幹事会

（支部役員）

第 1 0 条 本支部に次の支部役員を置く。

1. 支部長 1 名
2. 副支部長 5 名以内
3. 幹事 4 0 名以内
4. 監事 2 名

（平成 26. 6. 24 変更）（平成 30. 6. 25 変更）

（支部役員を選任）

第 1 1 条 支部役員は、税理士会員のうちから選挙する。

（平成 26. 6. 24 変更）（平成 30. 6. 25 変更）

- 2 税理士法人会員は、選挙権及び被選挙権を有しない。
- 3 支部役員選挙に関し必要な事項は、支部役員選挙規則による。
- 4 支部長は、支部役員就退任を遅滞なく本会に報告しなければならない。

（平成 30. 6. 25 変更）

（支部役員職務）

第 1 2 条 支部長は、本支部を代表し、本支部の業務を総理する。

- 2 副支部長は、支部長の定めるところにより、支部長を補佐し、支部長に事故があるときはその職務を代理し、支部長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 幹事は、支部長を補佐し、本支部の業務を分担する。
- 4 監事は、本支部の業務の執行及び会計を監査する。

（平成 30. 6. 25 変更）

（支部役員兼任制限）

第 1 3 条 支部長、副支部長及び幹事は、本会の監事となることできない。

- 2 監事は、本会の役員（監事を除く。）若しくは委員又は本支部の他の役員若しくは委員を兼ね、又は本会若しくは支部の使用人となることできない。

(支部役員の任期)

第14条 支部役員の任期は、就任後第2回目の定期支部総会の終了の時までとする。ただし、補欠選任による支部役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(支部役員の退任)

第15条 支部役員は、本支部の税理士会員でなくなったとき、本会会則第24条各号の一に該当することとなったとき、又は支部総会において解任の議決があったときは、退任する。

(支部役員の欠格条項)

第16条 本会会則第24条に定める本会役員の欠格条項に該当する税理士会員は、支部役員となる資格を有しない。

(幹事会)

第17条 幹事会は支部長、副支部長、部長、幹事及び支部所属の本会理事をもって組織する。

2 幹事会は次の事項を決定する。

1. 支部総会に提出すべき議案
2. 支部総会の議案に関し税理士法人会員の意見を求める必要のある事項
3. この規則、支部役員選挙規則又は支部細則において幹事会の議を要するものとされている事項
4. 第3条第2項に規定する建議又は答申に関する事項
5. 本会委員の推薦に関する事項
6. 前各号に掲げるもののほか、本支部の業務の執行に関し必要な事項

3 監事は幹事会に出席することができる。

(幹事会の運営)

第18条 幹事会は、支部長が招集し、その構成員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 幹事会の構成員は、支部長が認めたときは、ウェブ会議システム(その構成員の音声及び映像が即時かつ双方向的に伝わり、互いに適時的確な意見表明ができる環境が確保されたシステムをいう。)を通じ、幹事会に出席することができる。

(令和4.6.30新設)

3 支部長は、前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第2項に規定する事項(以下「提案事項」という。)について書面又は電磁的方法により、幹事会の構成員に議決することを求めることができる。

1. 支部長が、提案事項について幹事会を招集する必要がある簡単な事項と判断したとき。
2. 支部長が、災害その他のやむを得ない事情により幹事会を開催できないと判断したとき。

(令和4.6.30新設)

4 幹事会の議長は、支部長又は支部長の指名する副支部長が当たる。

5 幹事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 幹事会の議事について特別の利害関係のある者は、その議決に加わることができない。

7 幹事会の議決事項については、その結果を記録し、議長及び出席構成員2名が署名押印し、

本支部に保存する。

- 8 前項の記録は、電磁的記録をもって作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された事項については、署名押印に代わる措置をとらなければならない。

(令和 4.6.30 新設)

(支部役員の守秘義務)

- 第 19 条 支部役員は、正当な理由がなくて、職務上知り得た会員に関する秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。支部役員でなくなった後においても、また同様とする。

(平成 24.6.20 変更)

(顧問及び相談役)

- 第 20 条 支部長は、本支部の運営に功績顕著な税理士会員を、支部総会の承認を得て、支部顧問又は支部相談役とすることができる。

第 4 章 支部総会及び常会

(支部総会の招集)

- 第 21 条 支部長は、毎年 6 月末日までに定期支部総会を招集する。

- 2 支部長は、必要があると認めるときは、あらかじめ、幹事会の議を経て臨時支部総会を招集することができる。

- 3 税理士会員総数の 3 分の 1 以上に当たる者は、招集の理由及び議案を記載した書面を支部長に提出して、支部総会の招集を請求することができる。この場合において、請求があった日から 2 週間以内に支部長が支部総会招集の通知を発しないときは、監事は、遅滞なく支部総会を招集しなければならない。

(平成 24.6.20 変更)

- 4 支部総会を招集するには、会日の 2 週間前までに、その日時、場所及び議案を記載した書面により、税理士会員にその通知を発しなければならない。

(成立及び議決の要件)

- 第 22 条 支部総会は、招集通知発送日現在の税理士会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 支部総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 支部総会において次の事項を議決する場合は、前項の規定にかかわらず、出席者の 3 分の 2 以上の多数によらなければならない。

1. 支部規則の変更（標準支部規則の変更に伴う支部規則の変更及び支部総会開催日の翌日以降に本会総会において変更が見込まれる標準支部規則の変更に伴う支部規則の変更を除く。）

(平成 30.6.25 変更)

2. 支部役員選挙規則の変更（標準支部役員選挙規則の変更に伴う支部役員選挙規則の変更及び支部総会開催日の翌日以降に本会総会において変更が見込まれる標準支部役員選挙

規則の変更に伴う支部役員選挙規則の変更を除く)

(平成 30. 6. 25 変更)

3. 第 39 条に規定する特別会費に関する事項
4. 本会の会則又は規則で特に定めのある事項

(議決権)

第 22 条の 2 支部総会における会員の議決権は、税理士会員 1 人につき 1 個とし、税理士法人会員は議決権を有しないものとする。

- 2 支部総会に出席することのできない税理士会員は、あらかじめ、議案についての賛否の意見を明らかにした書面により、出席する者に委任して、その議決権を行使することができる。
- 3 前項の規定により、議決権を行使する者は、支部総会に出席したものとみなす。

(利害関係者の排除)

第 22 条の 3 支部総会の議案について特別の利害関係がある税理士会員は、その議決に加わることができない。

(議長)

第 23 条 支部総会の議長は、その支部総会において選任する。

(支部総会の議決事項)

第 24 条 支部総会は、次の事項を決定する。

1. この規則、支部役員選挙規則又は支部細則において支部総会の議決又は承認を要することとされている事項
2. 第 22 条第 3 項各号に掲げる事項
3. 標準支部規則の変更に伴う支部規則の変更
4. 標準支部役員選挙規則の変更に伴う支部役員選挙規則の変更
5. 本支部の重要な財産の取得又は処分に関する事項
6. 前各号に掲げるもののほか、幹事会において必要と認めた事項

(議事の制限)

第 25 条 支部総会においては、第 21 条第 4 項の規定により、税理士会員にあらかじめ通知してある議案以外の事項を決定することができない。

(議事録)

第 26 条 支部総会の議事の要領及びその結果については、議事録を作成し、議長及び出席した税理士会員 2 名が署名押印し、本支部に保存するとともに、その副本を本会に送付しなければならない。

- 2 前項の議事録は、電磁的記録をもって作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された事項については、署名押印に代わる措置をとらなければならない。

(令和 4. 6. 30 新設)

(支部総会の報告)

第26条の2 支部総会の議事の結果は、本支部の広報紙及びホームページ(会員専用ページ)への掲載、その他の方法をもって会員に報告する。

(令和4.6.30変更)

(常会)

第27条 本支部は、会員との連絡調整を図るため、年2回以上常会を開催する。

2 常会は、幹事会の決議事項並びに本支部の業務に関し必要な事項を連絡し、協議する。

3 支部長は、常会を招集するには、その会日の1週間前までに会員に通知しなければならない。

(本会への通知)

第28条 支部長は、支部総会及び常会を招集するときは、その開催日時、場所及び議案又は議題をあらかじめ、本会に通知するものとする。

(令和4.6.30変更)

(本会役員の出席)

第29条 支部総会及び常会には、必要に応じて本会の役員が出席することができる。ただし、議決権は有しない。

第5章 支部業務の運営

(支部業務の執行)

第30条 支部長、副支部長、部長及び幹事は、支部業務(第2項に規定するものを除く。)の執行に当たっては、税理士に関する法令、日本税理士会連合会の会則、本会の会則及び規則等の規定(次項において「法令等」という。)並びにこの規則及び支部細則等の規定並びに支部総会及び幹事会の決定に反してはならない。

2 本会の指導、連絡若しくは監督又は指示に基づく業務の執行に当たっては、支部長、副支部長、部長及び幹事は法令等並びに本会の総会及び理事会の決定に従わなければならない。

3 支部業務の執行に関し必要な事項は、この規則に規定するもののほか、細則で定める。

(支部長被選者の就任前支部業務への参画)

第30条の2 次期支部長に選任された者(以下「次期支部長」という。)は、その就任に先立ち、就任の日の属する事業年度の事業計画案及び予算案の審議に参画する。ただし、議決に加わることができない。

(平成24.6.20変更)

2 次期支部長は、前項の審議に参画するに当たって、次期副支部長に選任された者及び次期支部長が指名した次期幹事に選任された者の協力を求め、必要があるときは会議を招集し、協議することができる。

(平成24.6.20新設)

(支部細則の制定)

第31条 支部長は、この規則に基づき必要な措置を行うため、幹事会の議を経て、支部細則を定めることができる。

(本会の意見の聴取)

第32条 支部長は、この規則及び支部役員選挙規則の変更を支部総会に付議しようとするとき、又は支部細則を制定若しくは改廃しようとするときは、あらかじめ、本会の意見を聴取しなければならない。

(効力の発生時期)

第32条の2 第22条第3項第1号及び第2号括弧内における支部規則及び支部役員選挙規則の変更を本会総会日以前に行う場合、当該各規則の変更は、本会総会における標準支部規則又は標準支部役員選挙規則の変更承認のときから効力が生ずるものとする。

(平成30.6.25新設)

(本会への報告等)

第33条 支部長は、本会会則第69条第1項の規定及びこの規則において本会に報告し、又は通知することを要することとされている事項の一に該当するときは、遅滞なくその事項について本会に報告し、又は通知しなければならない。

(支部業務の分担)

第34条 本支部は、支部業務を分担するため、分掌機関として支部総会で定める部及び委員会を置く。

- 2 部及び委員会は、幹事並びに支部長が委嘱する税理士会員をもって組織し、かつ運営する。
- 3 支部長は、特に必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、幹事会の議を経て特別委員会を設けることができる。ただし、支部長が必要と認めたときは、幹事会の議を経て税理士会員のうちから支部長が委員を委嘱することができる。
- 4 前2項の規定により委嘱を受けた部員及び委員の任期は、支部役員の任期迄とする。

第6章 支部会員の監督

(会員に対する一般的監督)

第35条 本支部は、税理士業務の適正な運営を図るため本会又は本支部が必要とするときは、本会の指導、連絡若しくは監督に基づいて、会員から報告を徴し、又は会員に必要な勧告若しくは指示を行うことができる。

(会員に対する個別監督)

第36条 本支部は、本会又は本支部の運営上必要があるときは、本会の指示に基づき、会員が行う税理士業務を調査し、又は会員に対し質問することができる。

第7章 支部会費及び会計

(事業年度)

第37条 本支部の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(支部会費)

第38条 会員は、1事業年度につき、次の各号により支部会費を負担する。

1. 税理士会員 36,000円
2. 主たる事務所の税理士法人会員 36,000円
3. 従たる事務所の税理士法人会員 36,000円

2 前項に定める支部会費は、各事業年度の9月30日までに納付しなければならない。

(特別会費)

第39条 会員は、特別の支出に充てるため、特別会費を負担する。

- 2 前項に規定する特別会費の目的、金額、納期その他必要な事項は、支部総会において定める。
- 3 支部長は、特別会費を定めようとするときは、あらかじめ、本会の意見を聴取しなければならない。

(事業年度中途において支部に所属したとき等の特例)

第40条 事業年度の中途において、支部に所属し又は所属しなくなった会員は、所属し又は所属しなくなった日の属する事業年度分の支部会費については、第38条第1項の規定にかかわらず、同項の支部会費の金額にその者が会員である月数(所属した月が1月に満たないときは1月に切り上げ、所属しなくなった月が1月に満たないときは切り捨てる。)を乗じて12で除した金額を負担する。

(支部会費の全部又は一部の免除) (平成24.6.20変更) (平成27.6.17変更)

第40条の2 本支部は、会員が次の各号のいずれかに該当し、かつ、本会の会費負担の全部又は一部の免除を受けているときは、幹事会の承認を得て、その負担すべき支部会費及び特別会費についても、同様に免除することができる。(平成24.6.20変更) (平成27.6.17変更)

1. 長期にわたる病気療養のため税理士業務を行うことができないとき。(平成27.6.17新設)
2. 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害のため、税理士業務を行うことが著しく困難であると認められるとき。

(平成27.6.17新設)

3. 税理士法第43条後段の規定により、税理士業務を停止しているとき。

(平成27.6.17新設)

(経費)

第41条 本支部の経費は、交付金、助成金、支部会費、寄付金その他の収入をもって支弁する。

(財産の管理)

第42条 本支部の財産は、支部長が管理する。

(財産目録の作成)

第43条 支部長は、毎事業年度末における財産目録を作成し、本支部の資産及び負債を明らかにしなければならない。

(予算及び決算等)

第44条 支部長は、定期支部総会にその会日の属する事業年度の予算及び事業計画を提出してその議決を求め、かつ、前事業年度の決算及び事業報告についての承認を求めなければならない。

2 支部長は、予算が成立するまでの間、通常の支部業務を執行するに必要な経費の金額に限り支出することができる。

(特別会計)

第45条 支部長は、支部総会の承認を得て、特別の支出を目的とする特別会計を設けることができる。

2 支部長は、特別会計の決算又は事業年度末の現況について、定期支部総会の承認を求めなければならない。

(監査報告)

第46条 監事は、各事業年度における本支部の業務の執行及び会計を監査した結果について、翌事業年度の定期支部総会において報告しなければならない。

2 監事は本支部の業務の執行及び会計に関し、中間監査を行う事ができる。中間監査の結果は、同監査終了後、最初に開催される幹事会において経過報告しなければならない。

(請求権)

第47条 会員が本支部に所属しなくなったときは、特別の定めのある場合のほか、支部に対し請求権を有しない。

(支部経理規程への委任)

第47条の2 支部会費その他会計に関し必要な事項は、この規則に規定するもののほか、細則で定める。

第8章 事務局

(事務局)

第48条 本支部に事務局を置き、本支部の業務に関する所定の事務を行う。

2 事務局に関し必要な事項は、細則で定める。

(事務局長)

第49条 本支部に事務局長を置くことができる。

- 2 事務局長は本支部の事務を掌握し、事務局の職員を指揮監督する。
- 3 事務局長の任免は幹事会の同意を得て、支部長が行う。

第9章 雑 則

(個人情報等の取扱)

第50条 本支部は、個人情報の保護に関する法律等に基づき、個人情報を適正に取扱うものとする。

- 2 本支部は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）について、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等に基づき、適正に取扱うものとする。
- 3 個人情報及び特定個人情報等の取扱いに関し必要な事項は、細則で定める。

(平成 28. 6. 22 変更)

(会員情報の提供)

第50条の2 本支部は、前条の規定にかかわらず、第3条第1項に規定する事業目的を達成するため、会員及び本支部に所属しなくなった者に関する情報（特定個人情報等を除く。）について、次に掲げる事項を提供するものとする。

1. 税理士の氏名又は税理士法人の名称
 2. 登録番号及び登録年月日又は法人番号及び届出年月日
 3. 事務所の名称、所在地及び電話番号
- 2 前項の情報の提供に関し必要な事項は、細則で定める。

(平成 28. 6. 22 変更)

第10章 補 則

(この規則の疑義の決定)

第51条 この規則に定めのない事項又は定められた事項について疑義が生じたときは、あらかじめ、本会の意見を聴取し、幹事会で決定する。

附 則 (平成 24 年 6 月 20 日改正)

1. この改正規定は、平成 24 年 6 月 20 日から施行する。ただし、本会会則第 67 条第 1 項の規定により本会の承認を受けなければ、効力を生じない。
2. 第 40 条の 2 の改正規定は、平成 24 年 6 月 20 日を含む事業年度分の会費から適用する。

附 則（平成 26 年 6 月 24 日改正）

1. この改正規定は、平成 26 年 6 月 24 日から施行する。

附 則（平成 27 年 6 月 17 日改正）

1. この改正規定は、平成 27 年 6 月 17 日から施行する。ただし、第 40 条の 2 の改正規定は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 6 月 22 日改正）

1. この改正規定は、平成 28 年 6 月 22 日から施行する。

附 則（平成 30 年 6 月 25 日改正）

1. この改正規定は、平成 30 年 6 月 25 日から施行する。

附 則（令和 4 年 6 月 30 日改正）

1. この改正規定は、令和 4 年 6 月 30 日から施行する。
2. 第 38 条第 1 項各号に規定する 1 事業年度の支部会費の額は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 1 年間のみ「36,000 円」を「12,000 円」と読み替えて適用する。
3. 当該年度の 4 月 30 日から施行日の前日までに支部に所属しなくなった会員に対する 1 事業年度の会費を 12,000 円とする第 40 条の規定の適用は、施行日以降とする。